

新設
保険募集人特約

この特約が付帯された「**保険契約**」は、この特約で定める規定のほか、この「**保険契約**」を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

第1条 第1章 補償条項

この特約の適用に限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章 補償条項 の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

「第1条(当会社の支払責任)

当会社は、「**被保険者**」である保険業法（平成7年法律第105号。以下「法」といいます。）第276条の登録を受けた「**特定保険募集人**」が、日本国内で行った生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人の業務に係る行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、「**被保険者**」に対して「**損害賠償請求**」がなされたことにより（法第283条の規定により「**所属保険会社**」または「**保険募集再委託者**」が賠償責任を負う場合で同条第4項の規定により当該「**所属保険会社**」または「**保険募集再委託者**」からその損害賠償について求償された場合を含みます。以下同様とします。）被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

この約款において被保険者とは、次のいずれかに該当する者としてします。

- ①「**記名被保険者**」
- ②「**記名被保険者**」の「**役員**」または「**使用人**」
- ③「**記名被保険者**」の「**役員**」または「**使用人**」であった者

第3条（損害の範囲）

「**当会社**」が第1条（当会社の支払責任）の規定により支払う保険金は、次のいずれかに該当する損害に対するものとします。

- ① 法律上の「**損害賠償金**」を負担することによって生じる損害
- ②「**争訟費用**」を負担することによって生じる損害

第4条（保険期間と当会社の支払責任の関係）

- (1)「**当会社**」は、「**保険期間中**」に「**被保険者**」に対して「**損害賠償請求**」がなされた場合に限り、その「**損害賠償請求**」の原因となった行為のあった時期に関係なく、かかる「**損害賠償請求**」による損害に対して保険金を支払います。
- (2)当会社は、「**保険期間**」が始まった後でも、保険料領収前になされた「**損害賠償請求**」による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（用語の定義）

この約款において、次のいずれかに該当する用語は、それぞれ以下の定義に従います。

①サイバー事故

次のいずれかをいいます。

- (a) 不正アクセス、DDoS 攻撃、ランサムウェア攻撃、不正コードその他コンピュー

新設 保険募集人特約

タシステムの使用に係る不正な行為（恐喝行為を含みます。）

(b) 機械の故障、停電その他電力の障害またはインターネットその他通信の障害

②使用人

「保険募集人事業」において「記名被保険者」による指揮監督下で「記名被保険者」の業務に従事する、次に掲げるいずれかの個人をいいます。

(a) 「記名被保険者」に雇用される個人で、「記名被保険者」から給与その他の報酬を得ている者

(b) 派遣社員

(c) 「記名被保険者」と出向元事業者との間で締結された出向契約に基づき「記名被保険者」が受け入れている出向社員

(d) 「勤務型代理店」

③損害賠償請求のおそれのある状況

「損害賠償請求」に発展することが明白な、または「損害賠償請求」に発展する蓋然性が高い事実、事象または状況をいいます。

④テロ行為

単独であるか、または組織もしくは政府の代理行為であるかに係わらず、政治、宗教、イデオロギー、倫理その他類似の目的もしくは動機（政府に悪影響を与え、または公衆を不安に陥れる意図を含みます。）に基づく行為（軍事力もしくは暴力の行使または威嚇行為を含みますが、これらに限定されません。）またはこれらに対する統制、防止、鎮圧もしくは類似の行為をいいます。

⑤一件の損害賠償請求

「損害賠償請求」の件数のいかなを問わず、同一の行為（複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。）に起因するすべての「損害賠償請求」をいい、最初の「損害賠償請求」がなされた時にすべてなされたものとみなします。この場合、「損害賠償請求」とは、次の場合をいいます。

ア. 被保険者が第三者から補償に関する請求を口頭または文書で受け取ったこと

イ. 令状、損害支払催告、召喚状、仲裁勧告通知その他類似の通告が被保険者あて送達されたこと

⑥汚染

アスベスト、アスベスト含有物、かび、核物質、放射線物質、化学物質、廃棄物質またはその他汚染物質の漏出、拡散またはこれらのおそれをいいます。

⑦記名被保険者

この「保険契約」に係る「保険証券」の「被保険者」の欄に記載された者をいいます。

⑧勤務型代理店

「記名被保険者」および「所属保険会社」との間で保険代理店委託契約書を締結している個人代理店をいいます。

⑨継続契約

この「保険契約」の「保険期間」の終了日（この「保険契約」が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を「保険期間」の開始日とし、「記名被保険者」を同一とする「保険契約」をいいます。

⑩個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

新設 保険募集人特約

より特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

⑪個人情報漏えい

「**保険募集人事業**」に係わり、「**被保険者**」が使用または管理する「**個人情報**」が漏えいすることをいいます。

⑫初年度契約

「**継続契約**」以外の「**保険契約**」をいいます。

⑬所属保険会社

「**特定保険募集人**」が保険募集を行う「**保険契約**」の保険者となる保険会社または少額短期保険業者をいいます。

⑭遡及日

次に掲げるいずれかをいいます。

(a) 「**記名被保険者**」がこの「**保険契約**」に新規に加入する場合、この「**保険契約**」の「**保険期間**」の開始日をいいます。

(b) 「**記名被保険者**」がこの「**保険契約**」の「**保険期間**」が開始するまで「**保険契約者**」を同じくする同種の保険契約に中断することなく継続して加入している場合、最初の保険契約における保険期間の開始日をいいます。

⑮争訟費用

「**損害賠償請求**」に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士報酬、調査、仲裁、和解または調停に要した費用で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。

⑯損害賠償金

「**被保険者**」が「**損害賠償請求**」について法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害賠償金、判決金または和解金をいいます。

⑰損害賠償請求

「**保険募集人事業**」における不当な行為に起因して申し立てられる、次に掲げるいずれかのものをいいます。

(a) 「**被保険者**」が受領する、「**被保険者**」に対する書面または口頭による損害賠償請求

(b) 「**被保険者**」に送達される、「**被保険者**」に対する損害賠償を請求する訴訟、仲裁等の法的手続きの通告

⑱当会社

この保険を提供する当会社をいいます。

⑲特定保険募集人

法第 276 条に基づき内閣総理大臣の登録を受けた生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（ただし、特定少額短期保険募集人を除きます。）をいいます。

⑳犯罪行為

刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

㉑保険加入者証

「**当会社**」がこの「**保険契約**」に基づき「**記名被保険者**」へ発行する保険加入者証をいいます。

新設 保険募集人特約

②保険期間

「保険加入者証」に保険期間として記載の、この「保険契約」への加入期間をいいます。

③保険契約

「当会社」と「保険契約者」の間で締結する保険契約をいいます。「保険契約」は、申込書、「保険証券」、「保険加入者証」、普通約款および特約により構成されます。

④保険契約者

「保険証券」に保険契約者として記載の事業体または個人事業主をいいます。

⑤保険証券

「当会社」がこの「保険契約」に基づき「保険契約者」へ発行する保険証券をいいます。

⑥保険募集再委託者

法第 275 条第 3 項に規定する、保険募集の再委託をする者をいいます。

⑦保険募集再受託者等

法第 283 条第 2 項に規定する、「保険募集再委託者」からの保険募集の再委託を受託する、法第 276 条に基づき内閣総理大臣の登録を受けた「特定保険募集人」またはその「役員」もしくは「使用人」である保険募集人をいいます。

⑧保険募集人事業

「被保険者」が報酬その他対価を得て、日本国内において「特定保険募集人」または「保険募集再受託者等」として行う保険募集および関連する業務をいいます。ただし、「被保険者」が「記名被保険者」とは異なる法人その他事業体の役員（事業主およびパートナーを含みます。）、使用人、請負人（業務委託契約、労働者派遣契約その他の契約に基づき、当該事業体のために業務を提供する者をいい、派遣社員を含みます。）または勤務型代理店として行う当該業務を除きます。

⑨免責金額

「保険加入者証」に免責金額として記載の金額をいいます。

⑩役員

次に掲げる個人をいい、過去の「役員」および「保険期間」中に「役員」になった者を含みます。

- (a) 「記名被保険者」が法人の場合、役員（取締役、監査役、執行役、理事または監事を含みます。）
- (b) 「記名被保険者」がパートナーシップの場合、パートナー
- (c) 「記名被保険者」が個人事業主の場合、当該個人事業主

第 6 条（保険金を支払わない場合）

「当会社」は、次のいずれかに該当する「損害賠償請求」に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 「被保険者」と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された「損害賠償請求」
- ② 「被保険者」の「犯罪行為」（過失犯を除きます。）または法令に違反し、もしくは他人に損害を与えるべきことを「被保険者」が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する「損害賠償請求」。ただし、「個人情報漏えい」に関しては、「記名被保険者」の「役員」が当該行為に関

新設 保険募集人特約

与せず、または行為を認識していない場合を除きます。この場合において、「当会社」は、当該行為に関与し、または行為を認識する「被保険者」に対する「損害賠償請求」については、保険金を支払いません。

- ③ 身体の障害（死亡を含みます。）に対する「損害賠償請求」
- ④ 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する「損害賠償請求」
- ⑤ 「所属保険会社」または「保険募集再委託者」の銀行取引停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは清算手続開始の申立に起因する損害賠償請求
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒じょうまたは「テロ行為」に起因するに起因する「損害賠償請求」
- ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または津波に起因する「損害賠償請求」
- ⑧ 特に定めのある場合を除き、「初年度契約」の「保険期間」の開始日より前に行われた行為に起因する「損害賠償請求」
- ⑨ この「保険契約」の「保険期間」の開始日において、「被保険者」に対する「損害賠償請求」がなされるおそれがある状況を「被保険者」が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する「損害賠償請求」
- ⑩ 「当会社」が「被保険者」に対して行った「損害賠償請求」
- ⑪ 他の「被保険者」からなされた「損害賠償請求」
- ⑫ 「記名被保険者」が法第 276 条の登録を受けていない間に「被保険者」が行った行為に起因する「損害賠償請求」
- ⑬ 投資に関する助言もしくは運用または投資信託、年金、投資型保険その他の金融商品の利率もしくは市場価格の変動に起因する「損害賠償請求」
- ⑭ 「汚染」に起因する「損害賠償請求」
- ⑮ 「サイバー事故」に起因する「損害賠償請求」。ただし、これらの結果生じた「個人情報漏えい」に起因する「損害賠償請求」を除きます。

第 7 条（保険金額および免責金額の適用）

- (1) 「当会社」は、第 3 条（損害の範囲）①の損害に対して、次のいずれかに該当する損害賠償保険金を支払います。
 - ① 「一件の損害賠償請求」について支払う「損害賠償保険金」の額は、「一件の損害賠償請求」による第 3 条（損害の範囲）①の損害の額が損害賠償保険金に係る「免責金額」として「保険加入者証」に記載された額を超過する額とし、「保険証券」に記載された「一件の損害賠償請求」当たりの損害賠償金保険金額をもって限度とします。
 - ② ①の規定にかかわらず、この「保険契約」により支払う損害賠償保険金の額の合計は、「保険証券」に記載された損害賠償金総保険金額をもって限度とします。
- (2) 「当会社」は、第 3 条（損害の範囲）②の損害に対して、次のいずれかに該当する争訟費用保険金を支払います。
 - ① 「一件の損害賠償請求」について支払う争訟費用保険金の額は、「一件の損害賠償

新設
保険募集人特約

請求」による第3条（損害の範囲）②の損害の額が争訟費用保険金に係る「免責金額」として「**保険加入者証**」に記載された額を超過する額とし、「**保険証券**」に記載された「**一件の損害賠償請求**」当たりの争訟費用保険金額をもって限度とします。

② ①の規定にかかわらず、この「**保険契約**」により支払う争訟費用保険金の額の合計は、「**保険証券**」に記載された争訟費用総保険金額をもって限度とします。 」

第2条 第2章 基本条項

この特約の適用に限り、「普通約款」第2章 基本条項 につき、次のとおり適用します。

1. 普通約款第20条（保険料の返還—解除の場合）の規定の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

「第20条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第13条（保険契約の解除）（1）、第14条（重大事由による解除）（1）、第17条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）またはこの「**保険契約**」に適用される特約の規定により、「**当会社**」が「**保険契約**」を解除した場合には、「**当会社**」は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第10条（当会社による調査）（2）または第13条（保険契約の解除）（2）の規定により「**保険契約者**」が「**保険契約**」を解除した場合には、「**当会社**」は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 」

2. 普通約款第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）の規定の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

「第25条（法律上の損害賠償金、争訟費用）

- (1) 「**被保険者**」は、あらかじめ「**当会社**」の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または「**争訟費用**」の支払を行ってはなりません。
- (2) 「**被保険者**」が正当な理由なく（1）の義務に違反した場合は、「**当会社**」は、「**当会社**」が損害賠償責任がないと認めた額を控除して保険金を支払います。
- (3) 「**当会社**」が、「**被保険者**」に対してなされた「**損害賠償請求**」の額が、「**保険加入者証**」記載の「**免責金額**」を超えないと認めた場合でも、「**当会社**」は「**被保険者**」に対し、訴訟、調停などの司法的解決に委ねることを指示することがあります。この場合かかる損害賠償の請求案件を解決するのに必要であった「**争訟費用**」が「**免責金額**」を超えたときは、「**当会社**」は妥当かつ必要と認められる範囲で「**争訟費用**」を支払います。 」

3. 普通約款第27条（保険金の請求）の規定の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

新設 保険募集人特約

「第 27 条（保険金の請求）」

- (1) 「**当会社**」に対する保険金請求権は、「**被保険者**」が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、「**被保険者**」と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 「**被保険者**」が保険金の支払を請求する場合は、「**保険証券**」に添えて次の書類または証拠のうち、「**当会社**」が求めるものを「**当会社**」に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 「**当会社**」が定める事故状況報告書
 - ③ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ④ 損害を証明する書類
 - ⑤ 保険金の請求を委任する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合とします。）
 - ⑥ その他「**当会社**」が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 「**被保険者**」に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき「**被保険者**」の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、「**当会社**」の承認を得たうえで、「**被保険者**」の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 「**被保険者**」と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、「**被保険者**」と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による「**被保険者**」の代理人からの保険金の請求に対して、「**当会社**」が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、「**当会社**」は、保険金を支払いません。
- (5) 「**当会社**」は、事故の内容または損害の額等に応じ、「**保険契約者**」または「**被保険者**」に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または「**当会社**」が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、「**当会社**」が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 「**保険契約者**」または「**被保険者**」が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって「**当会社**」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」

4. 普通約款第 28 条（保険金の支払時期）の規定の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

「第 28 条（保険金の支払時期）」

- (1) 「**当会社**」は、請求完了日（被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続

新設 保険募集人特約

を完了した日をいいます。) からその日を含めて 30 日以内に、「当会社」が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 「**保険契約**」の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について「**被保険者**」が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、「当会社」が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、「当会社」は、請求完了日(被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。) からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、「当会社」は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を「**被保険者**」に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、「当会社」は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に「**被保険者**」との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から(3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、「**保険契約者**」、「**被保険者**」が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から(3) までの期間に算入しないものとします。
- (5) 保険金の支払は、保険金請求権者と「当会社」があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。 」

5. 普通約款第29条(時効)の規定の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用しま

**新設
保険募集人特約**

す。

「保険金請求権は、第 27 条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。」

6. 保険料の精算について、次の規定を適用します。

- 「（1）「**保険契約者**」は、保険期間終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- （2）「**当会社**」は、「**当会社**」が保険料の確定に必要と認める場合には、保険期間中および保険期間終了後 1 年以内の期間に限り、いつでも「**保険契約者**」または「**被保険者**」の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。
- （3）「**当会社**」は、（1）の資料および（2）の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料（「**当会社**」の定める最低保険料に達しない場合には、その最低保険料）と既に払い込まれた保険料との間に過不足がある場合には、その差額を返還または請求して精算します。」

7. 約款の構成と解釈について、次の規定を適用します。

- 「この「**保険契約**」は、次に掲げる通り規定します。
- （a） 条文の見出しは、約款解釈の補助となるものではありません。
- （b） この「**保険契約**」で使用される太字体のかぎ括弧でくくられる用語は、この特約で定義されており、特別の意味を有します。」

第 3 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、専門職業賠償責任保険普通保険約款および同普通保険約款に付帯される特約の規定を準用します。